

重点施策と取組の方向				関連計画等	個別施策	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価 (A、B、C)	③評価に対する問題点・改善策 (②がCの場合に記入してください)	④2026年度実施計画・目標	担当課
(1) 人権教育の推進	①園・学校における人権教育の推進	(ア) 人権尊重の園・学校づくりを担う保育士・教職員の指導力の向上	●各園・学校が人権の視点に立った保育・教育指導や学校運営に努めるとともに、研修などを通して保育士・教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。	湖南省人権教育推進計画		・より綿密な連携を目指し、引き続き、継続して取り組みを進めていく。	・人権同和教育主任等連絡会議（年6回）を実施した。	B		・より綿密な連携を目指し、引き続き、継続して取り組みを進めていく。	学校教育課
			●保育士・教職員自身がこどもの人権を侵害することのないよう保育士・教職員への指導・対応を図ります。			・人権主任会に参加 ・校区連携 ・校区内職員人権研修会の開催 ・滋賀県人権教育研究会への参加、夏季学習会発表→継続して取組む。	・人権主任会に参加 ・校区連携 ・校区内職員人権研修会の開催 ・滋賀県人権教育研究会への参加、夏季学習会発表→継続して取り組めた	B		・人権主任会に参加 ・校区連携 ・校区内職員人権研修会の開催 ・滋賀県人権教育研究会への参加、夏季学習会発表→継続して取組む。	幼児施設課
			●園・学校、地域総合センター、地域住民、保護者との連携によって、こどもの教育課題を明らかにする取組を充実します。			・ニーズや実態に即した研修会になるよう、内容等を精査しながら進めていく。	・新転任者研修会（5月）、夏季校区別研修会（8月）、甲賀市・湖南省教職員合同研修（部属問題学習基礎講座）（7月・8月）を実施した。	B		・ニーズや実態に即した研修会になるよう、内容等を精査しながら進めていく。	
						・実施時期など、改善すべき点には柔軟に対応しながら、今年度も実施する。	・市内の公立園、すべての小中学校および県立学校で、人権学習の公開授業を実施。 ・湖南省保育士教職員全員研修会で部属差別問題をテーマに研修を実施した。 ・出会い・気づき・発見講座において、部属差別問題をテーマに講座を開催した。	B		・実施時期など、改善すべき点には柔軟に対応しながら、今年度も実施する。	学校教育課
		(イ) 差別解消に向けた行動につなげる、発達段階に応じた教育の充実	●園においては、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることを踏まえ、遊びを通して人の喜びや悲しみを体験的に感じとったり、身近な動植物と触れ合うなかで生命の大切さに気づかせるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として息づくような取組を進めます。		・学校・園・地域・家庭と連携しながら、人権尊重の気持ちを育むことができるように就学前教育・保育を推進する。	・市内人権・同和教育保育公開研究会の実施する。（石部保育園が提案発表） ・公開授業への参加	・市内人権・同和教育保育公開研究会を実施する。（石部保育園が提案発表） ・公開授業への参加 ・人権保育推進委員会の開催	B		・市内人権・同和教育保育公開研究会を実施する。（石部保育園が提案発表） ・湖南ブロック人授研（石部保育園） ・滋賀県人権教育協議会公開保育（下田こども園）食育研修（石部保育園） ・人権保育推進委員会の開催（各園）	幼児施設課
			●小中学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学校生活全般のなかで、生命を大切に、自他の人格を尊重し、互いの個性を認め合うなどさまざまな人と共に生きることの喜びと、公正さを重んじる態度など、よりよい社会づくりに貢献できる、人権感覚の鋭い人間性を育む取組を進めます。			・継続して取り組みを進めていく。	・各校での人権に関する取組（日常の学校生活における指導、校内人権週間、人権集会など）を行った。 ・公開授業に参加した。	B		・継続して取り組みを進めていく。	学校教育課
			●被差別部落出身者、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権課題についての正しい理解・認識を培うため、家庭・地域と連携しながら学校・園における人権教育・保育を推進します。			・継続して取り組みを進めていく。	・市内すべての各小中学校および県立学校、公立こども園による人権同和教育授業（保育）研究会を実施した。（学校教育課）	B		・継続して取り組みを進めていく。	
						・同和問題、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権課題についての正しい理解・認識を培うため、園や市における人権研修を行って、職員の資質向上を図る。	・同和問題、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権課題についての正しい理解・認識を培うため、園や市における人→各園2回以上実施。	B		・同和問題、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権課題についての正しい理解・認識を培うため、園や市における人権研修を行って、職員の資質向上を図る。	幼児施設課
			●学校・地域社会の実態に即した基底プランについて検証し、実践していきます。			・継続して取り組みを進めていく。	・基底プラン改訂ポイントの周知と各校区プラン実践委員会（中学校区ごとに年2回）を実施した。	B		・継続して取り組みを進めていく。	
			●湖南省人権教育基本方針および湖南省同和教育基本方針により、就学前教育、学校教育、社会教育など、あらゆる教育の場において人権教育を推進していきます。			・継続して取り組みを進めていく。	・人権同和教育主任等連絡会議での幼小中高の取組の交流や情報共有をした。	B		・継続して取り組みを進めていく。	学校教育課
						・継続して取り組みを進めていく。	・すべての会議に出席し、情報共有を行い、必要なケースについては訪宅や面談などで対応を行った。（学校教育課）	B		・継続して取り組みを進めていく。	
			●よりよい生活習慣を身につけ、確かな学力を育み、自主・自立の精神と社会性を養い、生涯にわたり自己実現を図ることができるよう進路指導の充実を図ります。		生活改善、学習支援などを行い、少年の進路実現のための支援を実施	・継続して実施する。	・少年に係る相談件数が述べ732件(前年比-270件)と減少したが、対象少年は58人(前年比+14人)と増加した。	B		・継続して実施する。	生涯学習課
						・家庭児童相談室、学校教育課、こども子育て応援課、発達支援室、地域と連携し情報共有を図る。	連携して情報共有を図ることができた。	B		・家庭児童相談室、学校教育課、こども子育て応援課、発達支援室、地域と連携し情報共有を図る。	幼児施設課
			●経済的理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の活用を推進します。			湖南省奨学資金給付条例に基づき、奨学資金を給付	・高校等奨学金30件、大学等奨学金3件給付	A		・高校等奨学金30件、大学等奨学金3件給付	生涯学習課
		(ウ) こどもの育ちと進路を保障する取組の充実	●学校、家庭、地域社会、地域総合センターなどが連絡を密にし、不登校、中途退学の未然防止につながるように、継続的に支援します。		・巡回相談担当者会議（月1回）において、発達支援室、三雲養護学校、家庭児童相談室、こども家庭総合センター、こぼの教室、ふれあい教育相談室、社会福祉士で情報共有、支援を検討する。	・今年度も継続して取り組みを進めていく。	・毎月定例開催の巡回相談担当者会議において各関係機関から情報共有を行い、支援の検討を行った。ケースによっては、社会福祉士が訪宅や面談などで対応を行った。	A		・継続して取組を行う。	学校教育課

A…目標を超える成果を得ることができた。
B…概ね目標を達成することができた。
C…目標を達成することができなかった。

A…目標を超える成果を得ることができた。
B…概ね目標を達成することができた。
C…目標を達成することができなかった。

重点施策と取組の方向				関連計画等	個別施策	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価(A、B、C)	③評価に対する問題点・改善策(②がCの場合に記入してください)	④2026年度実施計画・目標	担当課
	①園・学校における人権教育の推進	(工) 保護者や地域との連携	●不登校、中途退学者に対しては、学校、家庭、地域社会、地域総合センターなどが連携し、資格取得等再学習機会の提供や相談・指導体制の充実を図ります。		・不登校ネット会議（年3回）において、巡回相談員、ふれあい教育相談室、少年センター、発達支援室等と情報共有を密にし支援を行う。	・今年度も継続して取り組みを進めていく。 ・継続して実施する。	・毎月定例開催の不登校ネット会議において各関係機関から情報共有を行い、支援の検討を行った。年間3回開催の推進委員会議では、市内の不登校における状況の確認や分析等を行った。 ・すべての会議に出席し、情報共有を行い、必要なケースについては訪宅や面談などで対応を行った。	B B		・継続して取組を行う。 ・継続して実施する。（教育支援課）	学校教育課 生涯学習課
			●卒業後の進路実態の把握と指導の充実を図ります。		高校訪問を実施	・今年度、67校（469名）を年間3回ずつ訪問する。また訪問後には年3回の集約会議を実施する。 ・継続して実施する。	・県内外高等学校等68校（470名）を年間3回ずつ訪問し、年3回の集約会議を実施した。 ・学校教育課の事業のうち教育支援課への振り分け分、県内外高等学校16校を年間3回ずつ訪問し、年3回の集約会議に出席した。	B B		・今年度、62校（520名）を年間3回ずつ訪問する。また訪問後には年3回の集約会議を実施する。 ・継続して実施する。	学校教育課 生涯学習課
			●豊かな人間性や社会性を育むためには学校・園、家庭、地域社会が情報の交流を積極的に行い、一体となって取り組むことが大切です。市内4中学校区の人権教育ネット推進協議会を核として、学校・園、家庭、地域社会等の緊密な連携を図り、より効果的な人権教育・保育を推進します。		人権啓発パンフレットや人権まちづくり会議広報紙「心のかけ橋」を配布。	・保護者や地域との連携を大切にしながら、今年度も継続して取り組みを進めていく。 ・保・幼・こども園と小・中学校の職員の保育体験、学校体験を実施する。	・各校区人権同和教育主任等連絡会議（年6回）、市全体人権同和教育主任等連絡会議（年2回）を実施した。 ・市内4中学校区の人権教育ネット推進協議会を核として、学校・園、家庭、連携を図り、効果的な人権保育を推進できた。 ・計画とおり実施できた。	B B		・保護者や地域との連携を大切にしながら、今年度も継続して取り組みを進めていく。 ・保・幼・こども園と小・中学校の職員の保育体験、学校体験を実施する。	学校教育課 幼児施設課
			●家庭や地域に対し、人権問題に関する教育課題や情報を積極的に共有することで、学校の取組に対する理解と協力を得ながら、開かれた教育活動を展開します。			・人権まちづくり会議広報紙「心のかけ橋」を新聞折込等で配布する。 ・人権啓発パンフレットを講座等で配布する。	・人権まちづくり会議広報紙「心のかけ橋」：新聞折込等で配布（12,000部） ・人権啓発パンフレット：講座等で配布（約500部）	B		・人権まちづくり会議広報紙「心のかけ橋」を新聞折込等で配布する。 ・人権啓発パンフレットを講座等で配布する。	
			●地域総合センターにおける子育て支援事業などへの参画を促します。			・地域総合センターの「まつり」や子育て支援事業の実施により地域への交流を図る。	・地域総合センターの「まつり」を開催。また、年間を通して子育て支援事業を実施した。	B		・地域総合センターの「まつり」や子育て支援事業の実施により地域への交流を図る。	
			●差別を見抜き、あらゆる人権課題と自分との関わりを考える人権学習の機会を提供します。 ●市民が自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、社会教育施設や地域総合センターを中心に書籍の配置や講座の開設など、人権に関する多様な学習機会を提供します。		「出合い・気づき・発見講座」「豊かなつながり創造講座」、人権まちづくり懇談会の開催、保護者講座の開催	・出合い・気づき・発見講座を3回程度開催する。 ・豊かなつながり創造講座を5回程度開催する。	・出合い・気づき・発見講座を3回開催し、154人の参加があった。 ・豊かなつながり創造講座を5回開催し、135人の参加があった。	B B		・湖南省人権講座を計8回程度開催する ・湖南省人権講座を計8回程度開催する	
	②生涯学習における人権教育の推進	(オ) あらゆる人権問題への気づきと理解を深める取組の推進									
			●家庭や地域において主権者としての市民性を養い、社会参画と差別解消への取組を進める主体者の育成に努めます。		・「出合い・気づき・発見講座」、「豊かなつながり創造講座」、人権まちづくり懇談会の開催 ・保護者講座の開催 ・校区人権ネット通信、園・学校からの広報の発行 ・保護者講座の開催 ・地域総合センターでの交流 ・保護者会の開催 ・人権まちづくり会議の取組	・人権まちづくり懇談会の説明会を市内5か所で開催する。懇談会を各区において年2回実施する。	・人権まちづくり懇談会の説明会を市内5か所で開催した。懇談会を各区において年2回実施した。	B		・人権まちづくり懇談会の説明会を市内5か所で開催する。懇談会を各区において年2回実施する。	人権擁護課
			●保護者への学習機会を提供することで、教育の基礎となる家庭教育を支援します。学習機会の提供にあたっては、学びの形・内容・方法を工夫します。			・出合い・気づき・発見講座・・・3回開催に小中学校PTA研修及び園保護者講座として参加してもらう。また、人権まちづくり会議部会に分かれて参加していただき講座にも参加してもらう。 ・豊かなつながり創造講座・・・5回開催に小中学校及び園の教職員と保護者に案内し参加してもらう。また、人権まちづくり会議部会に分かれて参加していただき講座にも参加してもらう。	・出合い・気づき・発見講座・・・3回開催中2回を小中学校PTA研修及び園保護者講座として参加いただいた。また、人権まちづくり会議部会に分かれて参加していただき講座にも参加してもらった。 ・豊かなつながり創造講座・・・5回開催に小中学校及び園の教職員と保護者に案内し参加いただいた。また、人権まちづくり会議部会に分かれて参加していただき講座にも参加してもらった。	B		湖南省人権講座を計8回程度開催のうち2回を小中学校PTA研修及び園保護者講座として参加してもらい、ほか6回についても小中学校及び園の教職員と保護者に案内し参加してもらう。また、人権まちづくり会議部会に分かれて参加していただき講座にも参加してもらう。	
			●家庭や地域住民が、相互に信頼し尊敬し合い、人権意識に支えられた明るい家庭、心の通い合う地域づくりを進められるよう交流機会の創出を図ります。			・人権まちづくり懇談会の説明会を市内5か所で開催する。懇談会を各区において年2回実施する。	・人権まちづくり懇談会の説明会を市内5か所で開催した。懇談会を各区において年2回実施した。	B		・人権まちづくり懇談会の説明会を市内5か所で開催する。懇談会を各区において年2回実施する。	
			●人権教育を推進する指導者の養成に努めます。			・人権まちづくり会議において、5つの課題別（子ども・女性・高齢者・障害者・外国人）に部会を設け、研修会等に参加する。	・人権まちづくり会議において、5つの課題別（子ども・女性・高齢者・障害者・外国人）に部会を設け、研修会等に参加した。	B		・人権まちづくり会議において、5つの課題別（子ども・女性・高齢者・障害者・外国人）に部会を設け、研修会等に参加する。	

A…目標を超える成果を得ることができた。 B…概ね目標を達成することができた。 C…目標を達成することができなかった。											
重点施策と取組の方向				関連計画等	個別施策	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価 (A、B、C)	③評価に対する問題点・改善策 (②がCの場合に記入してください)	④2026年度実施計画・目標	担当課
（一） 人権意識の普及	①啓発活動の推進	（キ）市民への人権意識の普及～正しい知識の普及と実践の促進、効果的な広報	●広報紙やホームページ、SNS等を活用し、市民に対する人権啓発を推進します。また、やさしい日本語やビクトグラムの使用、翻訳機等の機器の利用により、わかりやすい情報発信に努めます。		・啓発パンフレットの作成・活用 ・広報・ホームページ、SNS等による啓発 ・やさしい日本語などの周知 ・『出会い・気づき・発見講座』『豊かなつながり創造講座』の開催	・広報紙やホームページ、SNS等を活用し人権啓発を推進。翻訳機等を利用した外国人等への情報発信に努める。	・広報紙やホームページ、SNS等を活用し人権啓発を推進。翻訳機等を利用した外国人等への情報発信に努めた。	B		・広報紙やホームページ、SNS等を活用し人権啓発を推進。翻訳機等を利用した外国人等への情報発信に努める。	
			●市民自らが人権問題を考えるきっかけの場となる講演会、講座、展示等を開催します。			・出会い・気づき・発見講座を3回程度開催や啓発パネル等を活用し人権啓発や考える場を設ける。 ・豊かなつながり創造講座・・・5回程度開催や啓発パネル等を活用し人権啓発や考える場を設ける。	・出会い・気づき・発見講座・・・3回開催や啓発パネル等を活用し人権啓発や考える場を設けた。 ・豊かなつながり創造講座・・・5回開催や啓発パネル等を活用し人権啓発や考える場を設けた。	B		・湖南省人権講座の8回開催や啓発パネル等を活用し人権啓発や考える場を設ける。	
		（ク）企業・事業者・団体への人権意識の普及～社会的責任としての人権の尊重に向けて	●市内の企業・事業者が、自らの社会的責任で男女の均等待遇、ワーク・ライフ・（ケア・）バランスの推進、ハラスメント防止等に向け積極的、自主的に取り組むよう啓発を推進します。	湖南省男女共同参画アクション2017計画	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員が企業・事業所を訪問し推進する。	・企業・事業所200余社の企業訪問時、職員による口頭やパンフレット等を配付して啓発する。	・企業・事業所200余社の企業訪問時、職員による口頭やパンフレット等を行った。	A		・企業・事業所200余社の企業訪問時、職員による口頭やパンフレット等を配付して啓発する。	商工観光労政課
			●出身地や居住地に対する社会的な偏見などの理由により、働く意欲のある人が就職の機会を阻害されることがないよう、応募方法、選考方法について確認し、不適切事項については関係機関と連携しながら継続的に指導・啓発します。	湖南省就労支援計画	滋賀労働局や甲賀職業安定所・滋賀県進路保障推進協議会・湖南省企業・事業所人権啓発推進協議会と連携して、指導・啓発を行う。	・200社以上の企業・事業所に啓発活動を行う。また、研修会や学習会も積極的に開催する。	・就労において社会的な偏見等により生まれる差別をなくし、基本的人権を尊重した公平・公正な採用が実施がされるよう、企業訪問の実施により指導・啓発を行った。 ・企業・事業所を対象に、人権研修会や学習会を開催した。	A		・200社以上の企業・事業所に啓発活動を行う。また、研修会や学習会も積極的に開催する。	商工観光労政課
			●人権・福祉団体、市の財政援助団体などが、人権尊重の視点を持って活動できるよう啓発、支援に努めます。			・啓発チラシの配布により、各啓発講座等への参加促進ならびに人権尊重の視点をもった活動の支援を行う。	・啓発チラシの配布により、各啓発講座等への参加促進ならびに人権尊重の視点をもった活動の支援を行った。	B		・啓発チラシの配布により、各啓発講座等への参加促進ならびに人権尊重の視点をもった活動の支援を行う。	人権擁護課
		（ケ）関係機関との連携	●関係機関等との連携により、より効果的な啓発活動に努めます。		人権まちづくり会議での連携、啓発講座のチラシの配布	・びわこ南部地域協議会加入団体、（市）、県人権センター等に対し講座開催チラシ等配布し参加を案内する。	・びわこ南部地域協議会加入団体、（市）、県人権センター等に対し講座開催チラシ等配布し参加を案内した。	B		・びわこ南部地域協議会加入団体、（市）、県人権センター等に対し講座開催チラシ等配布し参加を案内する。	人権擁護課
	②人権研修の充実と推進	（コ）人権尊重のまちづくりを担う職員の育成～職員の人権意識の醸成	●行政職員、教職員などが、人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また、市民に啓発していけるよう、研修内容の充実に努めるとともに、県や他団体、人権関係団体が行う各種研修や学習機会への参加を促進します。	湖南省職員研修計画	職員、教職員の人権研修（全員研修、初任者・転任者研修など）、職員への啓発（掲示板による周知）、市役所内課内研修への支援	・今年度も引き続き、県人権センターの研修に参加していく。	・県人権センター研修への参加	B		・今年度も引き続き、県人権センターの研修に参加し、人権意識を向上させていく。	学校教育課
						・引き続き、職員を対象にした人権研修の実施および人権研修への参加を推進する。	・職員の人権意識の醸成を目的に、各課において年2回以上、同和問題を始めとする様々な人権テーマについて理解を深める職場研修を実施し、延べ62回、1,009人の職員が受講した。 ・職階昇格者を対象に、ジェンダー平等をテーマにした人権研修を実施し、38名の職員が受講した。 ・びわこ南部地域人権啓発連続講座実行委員会が開催する人権研修に延べ11回、127人が受講した。	B		・人権意識の醸成を図るため、引き続き、職員を対象とした人権研修の実施および人権研修（外部）への参加を推進する。	人事課
			●差別事象対応マニュアルの確認など職員の研修に一層力を注ぎます。			・全庁に意見照会をして、差別事象対応マニュアルを作成する。	・マニュアルの見直しの検討を行った。	B		・全庁に意見照会をして、差別事象対応マニュアルを作成する。	人権擁護課
			●それぞれの職場で行われる研修が充実したものとなるよう、指導・助言を行うとともに、必要な教材や情報の提供等の支援を行います。			・職場研修を推進すべく、講座開催の案内やビデオの貸出を行う。	・職場研修を推進すべく、講座開催の案内やビデオの貸出を行った。	B		・職場研修を推進すべく、講座開催の案内やビデオの貸出を行う。	
（サ）企業・事業者・団体への支援～主体的な学習に向けて		●企業・事業所・団体等における人権教育を推進するため、人権啓発・研修に関する資料提供や、教材の貸出、講師の紹介など積極的な支援に努めるとともに、動機づけや意識の向上につながる工夫に努めます。	人権啓発・研修に対して、情報の提供やCD教材を貸出す。		・人権研修会の開催、人権啓発DVDの貸出し等で積極的な社内研修を促す。	・企業・事業所のニーズに応じた講座の開催案内や啓発DVDの貸出しなどを行った。 ・延べ70余回わたり啓発DVDを貸出した。また、社内研修は、140社余りが延べ470余回行った。	B		・人権研修会の開催、人権啓発DVDの貸出し等で積極的な社内研修を促す。	商工観光労政課	
					・講座開催の案内やビデオの貸出などを行う。	・講座開催の案内やビデオの貸出などを行った。 ・延べ70余回にわたり啓発DVDを貸出した。	B		・講座開催の案内やビデオの貸出などを行う。	人権擁護課	
		●企業・事業所内で自主的な取組ができる推進体制の充実に努めます。	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員が企業・事業所を訪問し推進する。	・200社以上の企業・事業所に啓発活動を行い、企業内の人権啓発担当者を中心に自社で人権研修を計画し、取り組んでもらうために、啓発活動を行う。	・市職員推進班員が、企業・事業所200社あまりを年2回訪問して、口頭での取り組みの聞き取りや、チラシを活用して企業内での人権啓発を行った。	B		・200社以上の企業・事業所に啓発活動を行い、企業内の人権啓発担当者を中心に自社で人権研修を計画し、取り組んでもらうために、啓発活動を行う。	商工観光労政課		
		●地域のまちづくりのなかで、人権学習の場づくりや活動推進のリーダーの育成に努めます。		人権まちづくり会議・人権まちづくり懇談会	・人権まちづくり会議において、各種研修会の実施する。 ・人権まちづくり懇談会においては、地域における人権学習の進め方等について、市内5か所で説明会を行う。	・人権まちづくり会議において、各種研修会の実施した。 ・人権まちづくり懇談会においては、地域における人権学習の進め方等について、6月に市内5か所で説明会を行った。	B		・人権まちづくり会議において、各種研修会の実施する。 ・人権まちづくり懇談会においては、地域における人権学習の進め方等について、市内5か所で説明会を行う。		

A…目標を超える成果を得ることができた。
B…概ね目標を達成することができた。
C…目標を達成することができなかった。

重点施策と取組の方向				関連計画等	個別施策	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価(A、B、C)	③評価に対する問題点・改善策(②がCの場合に記入してください)	④2026年度実施計画・目標	担当課
(3)連携・協働による取組の推進	①市民、事業者の参加の促進	(シ)市民参加の促進～市政への参画、事業への参加、調査への協力	●人権政策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階へ、多様な市民の参加が促進されるよう条件の整備に努めます。		人権擁護審議会、男女共同参画懇話会等の開催、一般市民の公募、人権に関する意識調査(5年または10年に1回)	・人権擁護審議会・男女共同参画懇話会を開催する。	・人権擁護審議会・・・8月28日に開催 ・男女共同参画懇話会・・・2月6日に開催	B		・人権擁護審議会・男女共同参画懇話会を開催する。	人権擁護課
			●人権施策の総合的な推進を図るための調査を適宜実施するとともに、結果について周知を図ります。			・人権総合計画の進捗状況を確認し、結果をHPにて周知する。	・人権総合計画の進捗状況を確認し、結果をホームページにて掲載した。	B		・人権総合計画の進捗状況を確認し、結果をHPにて周知する。	
	(ス)事業者の参加の促進		●企業・事業所が地域社会の一員として、地域・学校等と密着したさまざまな社会貢献活動を推進するための支援とともに、企業・事業所のネットワークづくりの推進に努めます。	湖南省就労支援計画	企業・事業所への対応を素早くするため、電話番号以外の連絡先を把握する。	・メールなどによるつながりを維持し、協議会加盟社の増加にも適宜対応するものとする。	・湖南省企業・事業所人権啓発推進協議会参入の200社余りとはメールなどで常に連絡が取れるようにし、研修等の情報も迅速に行った。	B		・メールなどによるつながりを維持し、協議会加盟社の増加にも適宜対応するとともに、研修等の案内の促進を行う。	商工観光労政課
	②関係団体、関係機関との連携・協働の促進	(セ)市民活動における人権の視点の醸成と連携・協働の推進	●区・自治会や地域まちづくり協議会などを中心に、各種団体が人権尊重という視点で連携を図り、さまざまな立場からのまちづくりが推進されるよう努めます。		人権まちづくり会議の活動、人権まちづくり会議での研修、豊かなつながり創造講座等の開催	・人権まちづくり懇談会においては、地域における人権学習の進め方等について、市内5か所で説明会を行う。	・人権まちづくり懇談会において、地域における人権学習の進め方等について、市内5か所で説明会を行った。	B		・人権まちづくり懇談会においては、地域における人権学習の進め方等について、市内5か所で説明会を行う。	
			●市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことができるよう、学習機会の提供等の支援を行い、連携・協働の推進に努めます。			・出会い・気づき・発見講座を3回程度開催する。 ・豊かなつながり創造講座を5回程度開催する。	・出会い・気づき・発見講座を3回、豊かなつながり創造講座を5回開催し、延べ289人の参加があった。	B		・湖南省人権講座を計8回程度開催する	
		(ソ)関係団体、関係機関との連携の強化	●行政、関係機関等との連携を強化し、市民一人ひとりの暮らしやニーズに対応した幅広く、きめ細かいサービスの提供に取り組みます。		人権対策本部、人権対策小委員会、人権まちづくり会議、県、県人権センター、部落解放同盟等とのネットワーク	・人権総合計画に基づき各課で取組をする。	・人権総合計画に基づき各課で取組をした。	B		・人権総合計画に基づき各課で取組をする。	人権擁護課
			●人権に関わる団体等とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催などを進めます。			・県民のつどい・県人権教育研究大会等に参加する。 ・市人権教育研究大会を開催し、啓発事業を実施する。	・県民のつどい・県人権教育研究大会等に参加した。 ・市人権教育研究大会を開催し、啓発事業を実施した。(参加者214人)	B		・県民のつどい・県人権教育研究大会等に参加する。 ・市人権教育研究大会を開催し、啓発事業を実施する。	
		(タ)関係団体への支援	●あらゆる人権問題解決のための地域活動に取り組んでいる団体や、これから取り組もうとする団体などの育成と、その活動に対する支援を行います。		人権まちづくり会議助成金	・8団体程度に交付する。	7団体に交付した。	B		・7団体程度に交付する。	
	①市民の社会参加への支援の促進	(チ)文化活動や地域活動などへの参加の支援	●性別、年齢、障がいの有無や言語の違い等にかかわらず、すべての市民が社会を構成する一員として意見を表明し、活動に参加できるよう、情報格差の解消や手話通訳や音声通訳などのコミュニケーション支援に努めます。		ポルトガル語通訳者、手話通訳者の配置、やさしい日本語、ウェブ会議システム、自動翻訳機の活用	・手話通訳者2名を配置し、必要に応じた手話通訳派遣や遠隔手話通訳の活用、音声筆談等を利用し、状況に応じたコミュニケーション支援を実施。	・手話通訳者(1名)の配置や派遣・遠隔手話通訳・音声筆談、タブレットによる遠隔手話サービスの活用などを利用したコミュニケーション支援を実施した。	B		・手話通訳者2名を配置し、必要に応じた手話通訳派遣や遠隔手話通訳の活用、音声筆談等を利用し、状況に応じたコミュニケーション支援を実施。	障がい福祉課
						・「やさしい日本語」の周知・啓発を行う。		B		・「やさしい日本語」の周知・啓発を行う。	人権擁護課
		(ツ)就労支援	●求職者のニーズにあった職業訓練枠を拡大するなど職業能力開発の機会確保に取り組むとともに、雇用の促進・安定に努めます。	湖南省就労支援計画	国や県が、職業訓練枠の拡大や、職業能力開発の機会確保に取り組む。	・送付される啓発物品については速やかに市民に周知することとする。	・国や県の職業訓練や職業能力開発の冊子やチラシを市民が手に取りやすい箇所に配置し、周知をした。	B		・送付される啓発物品については速やかに市民に周知することとする。	
			●国・県の職業安定機関と連携しながら、就労相談員などを配置し、就労が継続できるようサポートをしたり、就労相談や職業能力の開発を促進したりすることで、計画的、効果的な雇用・就労の支援を推進します。		2名の就労相談員を配置し相談を行う。	・就労相談の開催回数を維持するとともに、相談件数も昨年より上回るように広報活動を継続していくこととする。	・市内10か所で延べ114回の就労相談を受けた。	C	回数だけでなく、相談者にあった情報提供を行っていく。	・就労相談の開催回数を維持するとともに、相談件数も昨年より上回るように広報活動を継続していくこととする。	商工観光労政課
			●就職困難者等に対する就職差別をなくすための啓発、部落差別問題や人権問題などに関する研修を実施し、湖南省企業・事業所人権啓発推進協議会や商工会と連携するなどして、企業・事業所の理解促進に努めます。		就職困難者等の就労の実現を目指して、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決および、企業の社会的責任において就職困難者の積極的な雇用について、企業における啓発活動をより一層進めていく。	・引き続き、企業・事業所を対象にした研修会や学習会を開催し、企業の社会的責任としての雇用増を確立していく。	・企業・事業所を対象にした研修会や学習会を開催し、人権問題の解決と企業の社会的責任としての就職困難者の積極的雇用を啓発した。	B		・引き続き、企業・事業所を対象にした研修会や学習会を開催し、企業の社会的責任としての雇用増を確立していく。	

A…目標を超える成果を得ることができた。
B…概ね目標を達成することができた。
C…目標を達成することができなかった。

A…目標を超える成果を得ることができた。 B…概ね目標を達成することができた。 C…目標を達成することができなかった。															
分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	関連計画等	取組内容・方向性	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価（A、B、C）	③評価に対する問題点・改善策（②がCの場合に記入してください）	④2026年度実施計画・目標	担当課					
（1）部落差別	1 人権・同和教育の推進	①市民一人ひとりが自らの問題として部落差別に対する正しい理解と認識を持ち、差別意識や偏見を解消することができるよう、学校教育および社会教育の場において、人権尊重の教育を一層進め、人権意識の高揚を図ります。	湖南省学校・園人権教育基底プラン	・市内の公立園、すべての小中学校および県立学校で、人権学習の公開授業を実施 ・保育士教職員全員研修会で、部落差別をテーマとした映画を視聴。感想や意見交流を通して、「知らなかったことを知る」「部落差別」から目を反らす、差別解消をめざすために人権学習を進めることの必要性を確認 ・学校での授業づくりは、人権関係団体と連携しながら、児童生徒の実態や保護者の思いを尊重して計画 ・基底プラン、各校区プランに基づく、部落差別問題学習の実施	・出会い・気づき・発見講座または豊かなつながり創造講座において、部落差別問題をテーマに講座を開催する。	・市内の公立園、すべての小中学校および県立学校で、人権学習の公開授業を実施。 ・保育士教職員夏季校区別研修会で部落差別問題をテーマに研修を実施した。 ・豊かなつながり創造講座において、部落差別問題をテーマに講座を開催した。	B		・出会い・気づき・発見講座または豊かなつながり創造講座において、部落差別問題をテーマに講座を開催する。	学校教育課					
		・第3回豊かなつながり創造講座において、部落差別問題をテーマに講座を1月に開催した。「ひとりぼっちのいないまちづくり」（講師：岡本工介さん）				B		・湖南省人権講座において、部落差別問題をテーマに講座を開催する。	人権擁護課						
		・湖南省人権まちづくり会議と連携して講座を実施した。				B		・湖南省人権まちづくり会議等と連携して研修会等を実施する。	学校教育課						
		・湖南省人権まちづくり会議と連携して講座を実施した。				B		・湖南省人権まちづくり会議等と連携して研修会等を実施する。							
	2 啓発の推進	①部落差別を許さず、差別の解消に向けて進められてきた取組や取組を進めてきた人々の生き方について学び、周知を図ります。		・啓発パンフレットの作成・活用 ・広報・ホームページによる啓発 ・研修会、講座等でのアンケート調査の結果を反映させた団体への意見聴取 ・地域総合センターでの交流活動の実施・啓発 ・企業訪問時および福祉団体、人権団体等への啓発講座の案内配布	・出会い・気づき・発見講座または豊かなつながり創造講座において、部落差別問題をテーマに講座を開催する。	・第3回豊かなつながり創造講座において、部落差別問題をテーマに講座を1月に開催した。「ひとりぼっちのいないまちづくり」（講師：岡本工介さん）	B		・湖南省人権講座において、部落差別問題をテーマに講座を開催する。	人権擁護課					
		・「部落差別解消推進法」パンフレットを増刷し、各校に配布する。 ・広報こなん関連記事掲載する。 ・部落差別問題に関するパンフレット等を、人権まちづくり懇談会説明会で配布する。				B		・人権まちづくり会議広報誌「心のかけ橋」作成し、配布する。 ・広報こなん関連記事掲載する。 ・部落差別問題に関するパンフレット等を、人権まちづくり懇談会説明会等で配布する。							
		・「出会い・気づき・発見講座」「豊かなつながり創造講座」講座後アンケート調査し、結果を反映した研修会の企画、開催する。				B		湖南省人権講座後にアンケート調査し、結果を反映した研修会の企画、開催をする。							
		・人権まちづくり会議の全体研修として、第3回豊かなつながり創造講座において、一般社団法人wakwakの高槻市における先進的な取組について学んだ。				C	・視察研修について、2025年度は講座形式で先進地の事例について学ぶという方法での実施となりました。次年度については現地での研修を実施します。	・湖南省人権まちづくり会議において、先進地への視察研修を実施する。							
		・人権啓発パンフレットや人権まちづくり会議広報誌「心のかけ橋」を配布し、啓発する。				B		・人権啓発パンフレットや人権まちづくり会議広報誌「心のかけ橋」を配布し、啓発する。							
		・人権啓発パンフレットや人権まちづくり会議広報誌「心のかけ橋」を配布し、啓発する。				B		・人権啓発パンフレットや人権まちづくり会議広報誌「心のかけ橋」を配布し、啓発する。							
	3 支援の充実	①被差別部落の現状やニーズの把握に努め、人権施策への反映と人権尊重のまちづくりを進めます。		人権団体との協議・連携。地域総合センターでの地域との連携、地域総合センター交流事業、相談事業、地域総合センターのケース会議への参加、支援、人権相談実施の周知。福祉窓口での周知、啓発活動時に案内、公共施設に案内設置		・福祉団体等への「出会い・気づき・発見講座」「豊かなつながり創造講座」等啓発講座のチラシ配布、啓発講座参加案内をする。 ・地域総合センターへの来館者の生活相談や支援等を実施するとともに、講座開催等で文化活動を行う。 ・相談・訪問を実施する中で、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。	・福祉団体等への「出会い・気づき・発見講座」「豊かなつながり創造講座」等啓発講座のチラシ配布、啓発講座参加案内をした。 ・地域総合センターでは来館者の生活相談・支援等を実施するとともに、講座開催等で文化活動を推進した。 ・市民の相談・訪問を実施する中で必要に応じて関係機関と連携した。	B		・福祉団体等への湖南省人権講座等啓発講座のチラシ配布、啓発講座参加案内をする。 ・地域総合センターへの来館者の生活相談や支援等を実施するとともに、講座開催等で文化活動を行う。 ・相談・訪問を実施する中で、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。	人権擁護課				
		②地域総合センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、地域住民の自立支援を行うとともに、交流学習や各種相談事業・文化活動等、部落差別解消にもつながる活動の充実を図ります。													
		③地域総合センターで培ってきた住民支援の方策を活かし、支援を必要とするあらゆる市民の相談・訪問をはじめ、関係機関と連携した課題の解決を図ります。													
		④人権問題の相談窓口を充実させるとともに、その周知を強化していきます。													
	4 連携・協働による取組の推進	①部落差別に関わる結婚・就職差別、インターネット上の差別に迅速に対応できるよう、国や地方自治体の機関ならびに関係機関・団体などと情報交換を行い、相互の連携・協力を図ります。		滋賀県人権センターとの連携、地域総合センターでの地域との連携、その他福祉関係機関との連携	・滋賀県人権センター、地域総合センターと連携して情報交換等差別のないまちづくりのため相談事業等を実施し、情報収集等に努める。	・滋賀県人権センター、地域総合センターと連携して情報交換等差別のないまちづくりのため相談事業等を実施し、情報収集等に努めた。	B			・滋賀県人権センター、地域総合センターと連携して情報交換等差別のないまちづくりのため相談事業等を実施し、情報収集等に努める。					
		②地域総合センターを拠点に、被差別部落内外の市民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、周辺地域と一体となった差別のないまちづくりを進めます。													
		③地域福祉の充実に向けて、地域総合センター・社会福祉協議会・地域包括支援センターなどの福祉関係機関が連携した取組を進めます。													

A…目標を超える成果を得ることができた。

B…概ね目標を達成することができた。

C…目標を達成することができなかった。

A…目標を超える成果を得ることができた。 B…概ね目標を達成することができた。 C…目標を達成することができなかった。										
分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	関連計画等	取組内容・方向性	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価（A、B、C）	③評価に対する問題点・改善策（②がCの場合に記入してください）	④2026年度実施計画・目標	担当課
（2）女性（男女共同参画）	1 女性に対する暴力の防止（DV防止法関連）	①発達に応じて個人生活における健康・安全に関する理解を促すとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及など、「私のからだは私のもの」であることについて理解を深める教育の推進に努めます。		・学習会の実施、広報やホームページ、SNS等などでの情報提供により、啓発を推進 ・広報こなん・HP等による啓発	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について、周知を行う。	・各校、性教育や人権教育の中で、発達段階に応じた性に関する指導の実施 ・保健師や助産師による講演会の実施（市内小中学校）	B		・児童生徒の、自他の人格や身体を尊重する態度の育成に向けて引き続き、取り組みを継続する。	学校教育課
					・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について、市ホームページで情報提供を実施した。また、いきいき通信で情報提供をした。	B		・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について、周知を行う。	人権擁護課	
		②家庭・地域・教育・働く場など、生活のあらゆる場面における女性等に対する暴力（DVやハラスメント）の防止に向けた啓発活動を進めます。			・人権まちづくり懇談会の説明会を市内5か所で開催する。懇談会を各区において年2回実施する。	・人権まちづくり懇談会の説明会を市内5か所で開催する。懇談会を各区において年2回実施した。	B		・人権まちづくり懇談会の説明会を市内5か所で開催する。懇談会を各区において年2回実施する。	
		③DVやハラスメントの被害者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知と相談員のスキルアップに努めます。			・ホームページ、こなんし子育てガイドブック等を活用し引き続きアクセスしやすい情報発信に努める。	・ホームページやこなんし子育てガイドブック等にDVに関しての相談先を掲載し情報発信に努めた。	A		・ホームページ、こなんし子育てガイドブック等を活用し引き続きアクセスしやすい情報発信に努める。	こども子育て応援課
			・DVやハラスメントにたいする相談員のスキルアップを行う。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、チラシや啓発物で啓発を行う。	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、チラシやポスターを市内施設に設置したり、啓発物を作成し、配布をした。	B		・DVやハラスメントにたいする相談員のスキルアップを行う。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、チラシや啓発物で啓発を行う。	人権擁護課		
	2 男女共同参画によるまちづくりの推進（男女共同参画社会基本法関連）	①固定的性別役割分担意識の解消に向けて、市民や企業・事業所が男女共同参画社会についての理解を深められるよう啓発を進めます。	湖南省男女共同参画アクション2017計画	・「出会い・気づき・発見講座」「豊かなつながり創造講座」の実施 ・子育て支援センターの開設 ・相談体制の充実・啓発 ・事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員が企業・事業所を訪問し推進する。	・本年度も200社以上の企業・事業所に啓発活動を行う。	企業・事業所に、研修等の案内、企業訪問において育児・介護休業法の改正の対応の聞き取りを行い、育児と仕事の両立の啓発を行った。	B		・本年度も200社以上の企業・事業所に啓発活動を行う。	商工観光労政課
					・男女共同参画・ジェンダー平等の講座を開催し、男女共同参画社会に向けて周知・啓発を行う。（人権擁護課）	・第1回および第5回豊かなつながり創造講座で、男女共同参画・ジェンダー平等に関する講座を実施した。（講師：第1回富川拓さん、第5回井谷聡子さん）	B		・男女共同参画・ジェンダー平等の講座を開催し、男女共同参画社会に向けて周知・啓発を行う。	人権擁護課
		②保育・学童保育の環境の整備・充実に取り組みます。			・子育て支援センターにおいて、引き続き利用者が参加しやすい事業の実施に努めていく。（こども子育て応援課）	・ボランティアの方によるお話し会や絵本の読み聞かせ、親子のふれあい遊び等を実施することで、リピーターの保護者が増えた。	A		・引き続き利用者が参加しやすい事業の実施に努めていく。	こども子育て応援課
		③ひとり親家庭に対する助成・就労支援等を通じた経済的支援の充実に努めます。			・引き続き母子父子自立支援員による就労や貸付の相談対応、自立に向けたプログラム策定、児童扶養手当の支給による経済支援を行う。	新たに3名が高等職業訓練給付金を受給され、2026年度から新規で受給される予定の申請も1件あった。訓練を終えた者の就労も確認されている。プログラム策定については5件あった。チャンスワークこなんへも繋いでいる。	B		・引き続き母子父子自立支援員による就労や貸付の相談対応、自立に向けたプログラム策定、児童扶養手当の支給による経済支援を行う。	こども・若者政策課
		④女性をはじめ多様な市民のまちづくりへの参画が進むよう、各団体等へ働きかけるとともに、女性のエンパワメントを図ります。		・区長・副区長における女性の割合を調査する。 ・女性が活躍しやすい地域になるよう、周知や啓発を行う。	・区長、副区長に占める女性の割合を調査し、地域における男女共同参画の現状把握を行った。43区中、女性の区長がいる区は1区（2.33%）、女性の区長または副区長がいる区は8区（18.6%）という結果となった。 ・「女（ひと）と男（ひと）グッドパートナーいきいき通信」では、各事業の紹介等を掲載し、啓発を行った。	B		・区長・副区長における女性の割合を調査する。 ・女性が活躍しやすい地域になるよう、周知や啓発を行う。	人権擁護課	
	3 女性活躍の推進（女性活躍推進法関連）	①誰もが性別にかかわらず、自分の能力を発揮して働くことができる社会づくりに向け、ワーク・ライフ・（ケア・）バランス推進を図ります。		・企業内人権啓発推進事業 ・ロールモデル事業 ・女性の社会進出と就業機会の確保、拡大を目指した資格取得講座や、女性の社会進出とスキルの向上をめざし、女性の就労の場を広げるとを目的とした技能取得講習会の開催情報を企業・団体に提供する。	・企業訪問時において、ワーク・ライフ・バランスについて啓発・調査を行う。	・企業訪問において、ワーク・ライフ・バランスについて啓発・調査を行った。 ・ワーク・ライフ・バランスの取組が「進んでいる」「ある程度進んでいる」と答えた企業・事業所は70.9%だった。	B		・企業訪問時において、ワーク・ライフ・バランスについて啓発・調査を行う。	
					・女性の社会進出や就業機会の確保、拡大、スキルアップ等を目的とした技能取得講座等を開催する。	・女性の就業機会の確保、職域の拡大、スキルアップ等を目的とする「フオークリフト免許取得」講座を開催し、受講者全員が資格を取得した。	A		・女性の社会進出を促進し、就業機会の確保・拡大、職域の拡大および職業能力の向上を図るため、技能取得講座等を実施する。	商工観光労政課
		②企業や団体の気運醸成や取組促進のため、啓発・情報提供に努めます。			・企業訪問等において、啓発を行う。	・企業訪問において、人権啓発事業や男性育休制度などの啓発を行った。	B		・企業訪問等において、啓発を行う。	人権擁護課

A…目標を超える成果を得ることができた。
B…概ね目標を達成することができた。
C…目標を達成することができなかった。

分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	関連計画等	取組内容・方向性	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価（A、B、C）	③評価に対する問題点・改善策（②がCの場合に記入してください）	④2026年度実施計画・目標	担当課
（ こ ども ）	1 子どもの人権を尊重する意識啓発・学習	①子どもの権利条約の理念と精神をもとにした子どもの権利、最善の利益の尊重について、啓発活動に取り組みます。	第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画	・教職員が子どもの人権を尊重する視点について、改めて考えていく必要がある。研修会等で本テーマについて取り扱う機会をもつ。（学校教育課） ・5歳児と5歳児保護者対象のCAP研修の実施（幼児施設課） ・児童保育所指導員に対して子どもの人権に関する研修を実施している。（こども政策課）	・児童保育所指導員研修において年間1回以上のこどもの人権研修を開催する。	R7.6.19 発達障がいに関する基礎研修 R7.10.23 ペットトークを活用したこどものやる気の引き出し方について（キャリアアップ研修） R8.1.15 こどもの人権（基礎研修） R8.2.26 児童虐待防止（基礎研修） R8.3.11 こどもの特性に応じた関わり方と身体ケアに関する研修（スキルアップ研修）	A		児童保育所指導員の資質やスキルの向上を図るとともに、人権意識を高め、よりよい保育環境を整えるための研修を開催する。	こども・若者政策課
		②こども自身が、自分が持つ権利について学び、周りの人の権利も尊重することができるよう、こどもの権利学習を推進します。		・出会い・気づき・発見講座等において、こどもの人権に関するテーマで講座を開催する。	・第1回～第3回出会い・気づき・発見講座において、子どもの人権に関するテーマで講座を開催した。		B		・湖南省人権講座等において、こどもの人権に関するテーマで講座を開催する。	人権擁護課
				・5歳児と5歳児の保護者にCAP研修を実施し、自分が持つ権利を学び、自分も他者も大切にしていけるようになっていくように理解が深まるようにする。	・今年度も各園、計画とおりに実施できた。		B		・5歳児と5歳児の保護者にCAP研修を実施し、こどもは、自分が持つ権利を学び、保護者は権利擁護の視点の大切さに気づけるような場となるようにする。	幼児施設課
				・出会い・気づき・発見講座、保護者会PTA人権研修会において、こどもの人権に関するテーマで講座を開催する。	・第1回～第3回出会い・気づき・発見講座、保護者会PTA人権研修会において、子どもの人権に関するテーマで講座を開催した。		B		・湖南省人権講座、保護者会PTA人権研修会において、こどもの人権に関するテーマで講座を開催する。	人権擁護課
	2 児童虐待防止	①関係機関の連携による啓発活動、教職員や保育士などを対象とした研修の充実など、総合的な虐待の予防対策を推進します。また、各種健診（検診）などの機会を活用し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。	第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画	・要保護対策地域協議会実務者会議への出席と協議 ・家庭児童相談室を筆頭とした関係機関との連携による支援体制の実施 ・ケース会議等個別支援における助言や虐待防止に向けた気づきの啓発（学校教育課） ・児童虐待の早期発見、早期対応のために、こどもに係わる様々な機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発に努める。（こども子育て応援） ・要保護対策地域協議会実務者会議への出席 ・全園保育士等対象の研修の実施 ・関係機関との連携の推進（幼児施設課）	・要保護対策地域協議会実務者会議への出席や、関係機関と連携の他、課で主催の公立全園保育士対象に虐待研修を行い、早期発見・対応ができるよう職員のスキルアップを図る。	・要保護対策地域協議会実務者会議への出席や、関係機関と連携の他、課で主催の公立全園保育士対象に虐待研修を行った。	B		・要保護対策地域協議会実務者会議への出席や、関係機関と連携の他、課で主催の公立全園保育士対象に虐待研修を行い、早期発見・対応ができるよう職員のスキルアップを図る。	幼児施設課
		②保護者等による虐待・体罰の未然防止に向けた啓発活動の充実を図ります。		・関係機関との連携を深めながら、支援の必要な家庭へ丁寧な関わりをもち、児童虐待の早期発見、早期対応に努める。	・令和6年度から「こども家庭センターまるっと」と設置し、関係機関と連携を深め、支援の必要な家庭へより丁寧な関わりを行い、必要なサービスへ繋いでいくことができた。また、サポートプランについても保護者とともに作成することができた。		A		・関係機関との連携を深めながら、支援の必要な家庭へ丁寧な関わりをもち、児童虐待の早期発見、早期対応に努める。	こども子育て応援課
		③虐待を受けたこどものケアだけでなく、虐待をしている人が抱える困難にも向き合い、こども家庭総合センターなどの支援拠点を中心に関係機関の連携のもと、包括的な支援と相談支援体制の充実を図ります。		・児童虐待の早期発見、早期対応のために、こどもに関わる関係機関や地域に対して、児童虐待防止活動の啓発に努める。	・児童虐待防止活動として、ティッシュ配りの街頭啓発を1回実施。また、年2回の虐待に関する研修会の際、チラシ等啓発物品を配付し啓発に努めた。		A		・児童虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わる関係機関や地域に対して、児童虐待防止活動の啓発に努める。	
				・引き続きこども家庭センターとして総合的に、被虐待児家庭に寄り添う支援体制の整備、充実に努める。	・家庭児童相談室、子ども家庭総合センター、母子保健係が連携して妊娠前から継続した家庭への支援に努めた。		A		・引き続きこども家庭センターとして総合的に、被虐待児家庭に寄り添う支援体制の整備、充実に努める。	
	3 いじめや不登校の対応	①不登校からひきこもりにつながる人が多いことから、不登校傾向の児童・生徒への早期対応ができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用した校内での教育相談機能の充実を図ります。	第2期湖南省教育振興プラン	・中学校区単位でスクールソーシャルワーカーを配置（県費・市費）し、教員や関係機関と連携の上支援を実施。スクールカウンセラーについては県からの派遣を受けて対応を行っている。従ってアンケートの結果等も共有しながら、こどもたちの発信するSOSの早期の把握に努める。 ・不登校ネット会議において、巡回相談員、適応指導教室、家庭児童相談室、発達支援室等と情報共有を密にし支援を行う。	・継続して取組を進めていく。	・各中学校区においてスクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラーを配置し、活用を各校に呼びかけた。	B		・継続して取組を行う。	学校教育課
		②こどもの状況を見極め適切な対応ができるよう、学校・園内に対策委員会などの組織を設置して取組を協議します。また、学校と教育行政機関の積極的な連携・協力を進めます。		・中学校区単位でスクールソーシャルワーカーを配置（県費・市費）し、教員や関係機関と連携の上支援を実施。スクールカウンセラーについては県からの派遣を受けて対応を行っている。従ってアンケートの結果等も共有しながら、こどもたちの発信するSOSの早期の把握に努める。 ・不登校ネット会議において、巡回相談員、適応指導教室、家庭児童相談室、発達支援室等と情報共有を密にし支援を行う。	・継続して取組を進めていく。	・年3回、不登校ネット推進委員会において、市内各学校の現状の情報共有や今後の不登校対策について検討した。月1回の巡回相談担当者会議では、ケースごとの詳細の検討をした。	B		・継続して取組を行う。	
		③こどもたちが安心して相談できる環境の確保に努めるとともに、こどもたち自身がいじめは許されない行為だという認識を持つことができるよう、仲間づくり活動を進めます。		・中学校区単位でスクールソーシャルワーカーを配置（県費・市費）し、教員や関係機関と連携の上支援を実施。スクールカウンセラーについては県からの派遣を受けて対応を行っている。従ってアンケートの結果等も共有しながら、こどもたちの発信するSOSの早期の把握に努める。 ・不登校ネット会議において、巡回相談員、適応指導教室、家庭児童相談室、発達支援室等と情報共有を密にし支援を行う。	・継続して取組を進めていく。	・各校での発達支持的いじめ防止に関する取組を交流し、意識を高める機会をつくった。	B		・継続して取組を行う。	
	4 こどもの活動・参画の保障	①地域や社会教育団体と連携し、生活体験や自然体験などの活動を通して、こどもの豊かな人間性や社会性を育みます。	第2期湖南省教育振興プラン	各種青少年団体の育成支援と、青少年育成市民会議、学区市民会議をはじめとする青少年に関わる各種団体への支援を通して、体験活動の機会の充実に努める。	・引き続き体験活動の機会を提供できるよう、青少年育成市民会議、学区市民会議をはじめとする青少年に関わる各種団体への支援を行う。	・青少年育成市民会議・学区市民会議の活動により体験活動の機会が提供できた。	A		・引き続き体験活動の機会を提供できるよう、青少年育成市民会議、学区市民会議をはじめとする青少年に関わる各種団体への支援を行う。	生涯学習課
		②こども会や児童館活動など、こどもたちが自主的・自発的に活動できる場や機会確保に取り組みます。	第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画	・世代間交流、異年齢交流の場を提供することも会の支援に努める。 ・児童館で自分で遊びや過ごし方を考えられるように努めている。	・世代間交流、異年齢交流の場が提供できるよう、単位子ども会活動への支援を行う。 ・湖南省こどもの居場所ネットワーク登録要綱及び湖南省子ども居場所づくり事業費補助金交付要綱を利用し、こどもの居場所をさらに拡大する。	・単位子ども会の安全共済（保険）加入手続きを行った。（令和7年15団体加入） 5月と9月に補助団体の募集を行い、7団体8事業を採択した。事業に参加したこどもの人数は延べ3,386人であった。また、こどもの居場所ネットワーク研修会を開催し、こどもの悩みの受け止め方について研修を行うとともに、団体同士の交流の機会とした。	A B		・引き続き単位子ども会の安全共済（保険）加入手続きを行う。 ・湖南省こどもの居場所ネットワーク登録要綱及び湖南省子ども居場所づくり事業費補助金交付要綱を利用し、こどもの居場所をさらに拡大する。	
		③こどもが利用する施設において、こどもが運営の構成員として参加し、意見表明できるよう支援を進めます。		児童館講座や児童館まつりでは意見出し合いながら、進められるように支援する。	・児童館まつり等で子どもが主体的に意見を出し、進めていけるような機会を設ける。 ・引き続き子どもや若者の意見を聴取する場、機会を設けられるように努める。	児童館まつりについては、こども実行委員を募集し、企画・実施を行った。 ・R7.12月～R8.2月 児童館まつり実行委員会開催 こども実行委員10名 ・R8.3.1 児童館まつり 若者の意見聴取については、関係部署との協議や関連事業の視察などを行った。	B		・児童館まつり等で子どもが主体的に意見を出し、進めていけるような機会を設ける。 ・引き続き子どもや若者の意見を聴取する場、機会を設けられるように努める。	こども・若者政策課

A…目標を超える成果を得ることができた。
B…概ね目標を達成することができた。
C…目標を達成することができなかった。

分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	関連計画等	取組内容・方向性	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価（A、B、C）	③評価に対する問題点・改善策（②がCの場合に記入してください）	④2026年度実施計画・目標	担当課
こども	5 自尊感情の育成	①こども自身が自分の特性や置かれている状況について理解が深められるよう、学校や支援機関での支援を行います。	湖南省学校・園人権教育 基底プラン	・継続して取組を進めていく。	・教職員対象の特別支援教育に関する研修を開催し、インクルーシブ教育システムへの共通理解や特別支援教育の視点による指導・支援の充実を図った。		B		・継続して取組を行う。	学校教育課
				・こどもの特性に適した支援が行えるように、関係機関と連携をとり、必要に応じて療育へ通級される場合は、園も連携を取り、同じ方向で支援に取り組む。	・関係機関と連携を取りながら進めることができた。		B		・こどもの特性に適した支援が行えるように、療育へ通級する家庭には、ケース会議や懇談を定期的に行う関係機関との連携を密に取る。	幼児施設課
		②こども自身が課題に気づき、改善のための意思決定ができるよう、こども自身との関わりによる問題解決を推進します。		・人権尊重の視点を大切にした学校、園づくりと学力向上 ・人権尊重の視点に立った教育と保育の推進 ・発達段階に応じた系統的な人権教育の推進（学校教育課） ・さまざまな人権を大切にした園づくり・クラス運営・保育の推進、保護者への啓発（幼児施設課）	・各校でより実態に即した内容となるように検討を重ね、取組を進めていく。	・各校での個別的な人権課題に関する学習（部落差別、障がいのある人の人権、性の多様性、外国人の人権など）を行った。	B		・各校でより実態に即した内容となるように検討を重ね、取組を進めていく。	学校教育課
				・日々の生活の中でサークルタイム等でこども達が自身を振り返る時間を持ち、人を大切にすることを育めるようにする。	・まずは一人一人の思いに寄り添った温かい言葉がけや関りを大切にした。そして、・自分の思いが表現できる、また認め合えるような時間を持つように努めた。		B		・一人一人が安心して過ごせるために、自分が大切にされていると感じられる日々の関わりや違いを認め合える学びの場、教材研究を実践していく。	幼児施設課
		③あらゆる活動を通して、他者への理解・共感を深めるとともに、一人ひとりが活躍できる場面を設定し、達成感や成就感を持てるようにします。		・継続して取組を進めていく。	・各校での人権に関する取組（校内人権週間、人権のつどいなど） ・人権作文集、人権ポスター、人権標語、人権ネット通信など各校園の取組の紹介、啓発		B		・継続して取組を進めていく。	学校教育課
				・各園で人権週間等の機会を大切にし、こどもや保護者へも啓発をし、人権を大切にする心を育てていくようにする。	・園内での共通理解や話し合いを大切にしながら、人研週間等では発達段階や字級の課題も鑑みながらこどもや保護者に人権の大切さを伝えていった。		B		・各園で人権週間等の機会を大切にし、こどもや保護者へも啓発をし、人権を大切にする心を育てていくようにする。	幼児施設課
	6 こどもの貧困対策の推進	①教育の機会均等を保障するための施策の推進と周知を図ります。	第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画	高校、大学などに在学している者に対して奨学金を給付することにより、経済的負担の軽減を図る。また、これらの制度の普及を図る。	・引き続き制度を必要とされている世帯に届くように周知を徹底していく。	9月号広報で事前申請の募集を行い、申請のあった2件について補助金を交付した。 大学受験料：1件 高校模試（中学生）：1件	B		必要な人に情報が届くよう、引き続き広報紙、HP等で周知を図る。	生涯学習課 こども・若者政策課
		②貧困家庭が多いとされる外国入家庭やひとり親家庭の状況の把握に努め、適切な支援につなげます。		ポルトガル語の通訳職員を配置し、窓口対応や面談時に同席していただき、母国語で相談対応ができるように取り組んでいる。	・通訳職員を配置していることから、外国籍のひとり親家庭の就労支援など行っている。	家庭児童相談室に一人ポルトガル語の通訳職員を配置し、窓口対応や面談時に同席してもらい、母国語で相談対応ができるように取り組んだ。	B		引き続き、通訳職員を配置していることから、外国籍のひとり親家庭の就労支援など行っていく。	こども・若者政策課
		③貧困の連鎖を断ち切るため、保護者の就労と生活の安定に向け、一人ひとりに寄り添った相談・支援を行います。		就労相談や支援については、生活状況等を聞き取りしたうえで、母子父子自立支援プログラムの策定を行い、チャンスワークこなんの紹介や、資格取得のための補助制度を案内している。	・引き続き、母子父子自立支援プログラムの策定を行う。 ・高等職業訓練促進給付金等による資格取得のための給付事業を周知する。	新たに3名が高等職業訓練給付金を受給され、2026年度から新規で受給される予定の申請も1件あった。訓練を終えた者の就労も確認されている。プログラム策定については5件あった。チャンスワークこなんへも繋いでいる。	B		・引き続き、母子父子自立支援プログラムの策定を行う。 ・高等職業訓練促進給付金等による資格取得のための給付事業を周知する。	
		④食事を通じてこどもと地域がつながる居場所づくりに努めます。		・作成したこどもの居場所づくり事業費補助金交付要綱を活用し、こどもの居場所づくりの拡大・周知を行う。	5月と9月に補助団体の募集を行い、7団体8事業を採択した。事業に参加したこどもの人数は延べ3,386人であった。		B		こどもの居場所づくり補助金の活用を促進し、こども食堂への理解と、市内各地域での実施が進むよう、情報発信や相談支援を行う。	
	7 ひとり親家庭への支援	①子育てと仕事などの両立や安定的な就労と自立を図るため、生活支援および就労支援を推進します。		生活支援については、児童扶養手当などの支援制度の案内、就労支援については、職業訓練制度やチャンスワークこなん等に案内	・引き続き、現況届の聞き取りで生活支援や就労支援等で不安なことがないか聞き取りをし、必要に応じて制度の説明やチャンスワークこなんへ繋ぐなど対応をする。	・現況届の際に一人一人手渡しで「ひとり親家庭等のしおり」を配布した。 ・生活支援については内容によってはほかの課へ案内し、就労支援については職業訓練制度やチャンスワークこなん等へ案内した。	B		・引き続き、現況届の聞き取りで生活支援や就労支援等で不安なことがないか聞き取りをし、必要に応じて制度の説明やチャンスワークこなんへ繋ぐなど対応をする。	
		②ひとり親家庭への支援制度の周知に努め、利用促進を図ります。		毎年実施している児童扶養手当現況届の提出の際、「ひとり親家庭等のしおり」を配布し、ひとり親家庭への支援制度の周知に努めている。	・引き続き、児童扶養手当現況届の機会を通じ、ひとり親家庭のしおりを配付する。	児童扶養手当の現況届に来庁された際に一人一人に手渡しで配布した。	B		引き続き、児童扶養手当現況届の機会を通じ、ひとり親家庭のしおりを配付する。	
高齢者	1 自立・生きがいづくりへの支援	①高齢者一人ひとりが仕事や趣味等の生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるよう、就労や社会活動等の機会や場所の提供に努めます。		・社会福祉協議会、老人クラブ、まちづくり協議会、シルバー人材センター、ボランティア等との協力・連携し、地域での支えあいや社会活動等の機会、居場所づくりに取り組んでいる。 ・出前健康講座やいきいき百歳体操等により自立した生活を続けるよう、介護予防に取り組んでいる。	・安心応援ハウス事業（31件）を実施する。	・安心応援ハウス事業（33件）を実施した。	A		・安心応援ハウス事業（34件）を実施する。	高齢福祉課
		②高齢者の自己決定権を尊重し、自立した生活を営むことができるよう、なるべく要介護状態にならず自立した生活を送るための自立支援の取組、介護度の重度化防止に向けた取組を推進します。			・出前健康講座（35件）、いきいき百歳体操（50団体）を実施する。	・出前健康講座（22件）、いきいき百歳体操（50団体）を実施した。	B		・出前健康講座について、件数増加を目指す（R7:22）。地域包括支援センター実施分も把握する。 ・いきいき百歳体操の継続支援を実施する。	
		③年齢等にかかわらず個人の能力に応じた働き方を実現し、高齢者が生活を維持していくための収入を確保するため、企業・事業所に対し多様な働き方についての啓発を推進します。			・シルバー人材センターと連携する。	・作業及び業務依頼を通じて連携した。	B		・シルバー人材センターと連携する。	

A…目標を超える成果を得ることができた。
B…概ね目標を達成することができた。
C…目標を達成することができなかった。

A…目標を超える成果を得ることができた。 B…概ね目標を達成することができた。 C…目標を達成することができなかった。										
分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	関連計画等	取組内容・方向性	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価（A、B、C）	③評価に対する問題点・改善策（②がCの場合に記入してください）	④2026年度実施計画・目標	担当課
（5） 障がいのある人	3 社会参加の促進	①スポーツ活動やレクリエーション活動によって、障がいのある人の健康づくりや生きがいづくりを支援します。	第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画「みんなでとりくむつばさプラン」	「湖南省障がい者施策推進協議会」に諮り障がい福祉課で取り組み、進捗確認をしている。第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画については令和5年度に「湖南省障がい者計画等策定委員会」を設置し中間見直しを行う。	・いきいきバレー大会（出場者60人）ポッチャ大会（開催3回・出場者計180人）実施する。	・いきいきバレー大会（出場者57人）ポッチャ大会（開催3回・出場者計120人）を実施した。	B		・いきいき風船バレーボール大会（出場者60人）、ポッチャ大会（開催3回・出場者計180人）、卓球バレー大会（開催1回）実施する。	障がい福祉課
		②参加機会の確保・活動の周知・移動支援も含めた参加しやすい環境整備に取り組みます。			・移動に伴う自動車燃料費（対象者155人）またはタクシー運賃（対象者145人）助成事業を実施する。	・移動に伴う自動車燃料費（対象者156人）またはタクシー運賃（対象者128人）助成事業を実施	B		・移動に伴う自動車燃料費（対象者156人）またはタクシー運賃（対象者128人）助成事業を実施する。	
		③障がいの特性に応じて、気軽に過ごせる居場所づくりや、参加しやすいきっかけづくりについて検討します。			・気軽に集まり仲間づくりや相談ができる場としてサロン活動を実施する。参加者433人（甲賀園域）	・気軽に集まり仲間づくりや相談ができる場としてサロン活動を実施した。（Ⅰ型延べ81人・Ⅱ型延べ294人・ひきこもり居場所延べ161人・聴覚障がい者サロン4回）	A		・気軽に集まり仲間づくりや相談ができる場としてサロン活動を実施する。	
		④意思疎通のしづらさのある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。また、地域交流できる環境づくりと、近隣の地域住民の理解を促進します。			・専任手話通訳者の設置（2人）・通訳者の派遣・手話講座の開催する。	・専任手話通訳者の設置（2人）・通訳者の派遣・手話講座の開催した。	A		・専任手話通訳者の設置（2人）・通訳者の派遣・手話講座の開催する。	
	4 福祉サービスの充実	①障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいの確保を促進するとともに、「親亡き後」の暮らしへの移行も視野に入れた住まい環境の整備を促進します。			・障がい者グループホーム整備費補助金交付事業を実施（1件）する。	・障がい者グループホーム整備費補助金交付事業を実施した。（利用なし）	C	希望対象の事業所がなかったため	・障がい者グループホーム整備費補助金交付事業を実施（1件）する。	
		②各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。			・手帳交付時等に『障がい福祉のしおり』を配付し、各種手当や年金、助成および障がい福祉サービスなどについて周知する。	・相談や申請があった方へ「障がい福祉のしおり」を配付し各種福祉サービスなどについて、案内や説明を実施。	A		・手帳交付時等に『障がい福祉のしおり』を配付し、各種手当や年金、助成および障がい福祉サービスなどについて周知する。	
		③より一層の福祉サービスの充実を図るとともに、ピアサポートの活用等、社会状況の変化によって生じる多様なニーズを把握し、応える支援体制を強化します。			・基幹相談支援センターにより計画相談事業所の支援の充実への取組を実施する。	基幹相談支援センターが新規事業者に対し、訪問指導を定期的に開催。経験の浅い相談員が孤立しない体制を構築。また小規模事業所についても連携が取れる様に支援を実施した。	A		相談員の孤立防止のための支援を基幹相談支援センターが行えるようにする。	
		④福祉サービスに携わる人材の確保やスキルアップ、専門性の向上に努め、障がいのある人への支援体制を強化します。			・基幹相談支援センターにより専門職の確保および人材育成のための取組を実施する。	・基幹相談センターにより計画相談員等に向けた研修の実施や相談を実施。	B		・基幹相談支援センターにより専門職の確保および人材育成のための取組を実施する。	
		⑤権利擁護事業、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。			・事業所に向けた障害者虐待防止研修を開催する。障害者虐待についての理解を深めてもらえるような研修内容にする。	R7.11.11に障がい者虐待防止研修を事業所向けに実施。外部講師に依頼し、事例をもとにグループワークを行った。子どもの支援会では市町担当者が研修を実施した。	A		・事業所、保護者に向けた障害者虐待防止研修を開催する。障害者虐待についての理解を深めてもらえるような研修内容にする。	
	5 障がい児支援の充実	①乳幼児期から成人期までの多様な発達と発達を個別に支援できる、切れ目のない支援の仕組みづくりを推進します。			・関係課の連携：発達支援システム運営についての検討や関係課連携のための関係課長会議・担当者会議・発達支援センター会議を開催する。また、本人の思いや育ちを共有・応援するため、本人・家族と支援者をつなぐツールとしての「ここあひサポート」を周知し、活用を促進する。	・発達支援システム運営、関係各課・学校・園の連携のため、課長会議・担当者会議・発達支援センター会議を開催した。担当者会議では各機関の役割を理解し、各課のやるべきことを見直した。発達支援部会や特別支援教育コーディネーター会議で「ここあひサポート」活用の研修を実施した。	A		・担当者会議では3つの新たな討議の柱を設定し、各課が同じ方向に向かって取組を進められるよう、協議の仕方を変更する。	
		②支援を必要とするこどもを早期に見出し、適切な支援に結びつけられるよう、さらなる情報提供の充実や制度の周知に努めます。			・乳幼児健診との連携を実施する。また、個別相談を行い必要であれば発達検査も実施して、保護者の悩みとこどもの発達状況や課題を確認・検討し、保護者への助言によって、より適切な発達を促す援助をする。	乳幼児健診との連携を実施した。また、園や学校からの依頼を受けて発達相談や保護者の相談にのり必要に応じて家庭支援を実施した。	B		・発達相談や園・保護者の相談はこれまで通り実施しながら、5歳半検診の在り方をこども子育て応援課と検討する中で、今後の方向性を確認する。 ・ペアレントトレーニング事業を強化し、家族支援の充実を図る。	
		③インクルーシブ教育の拡充により、人間の多様性を尊重し、障がいのあるこどもがその力を発揮して社会で過ごすことができる共生社会の実現への意識を醸成します。			・巡回相談員が園・学校に出向き、保育・授業を参観し、障がいのある児童への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を実施する。集団の中での効果的な支援について巡回相談を充実させ、指導助言を行い、教職員、保育士の発達特性に関する理解促進・専門性の向上を図る。	園の巡回相談などで支援の具体策を伝えたり、保育士同士が共に学ぶ機会を作った。また、特別支援教育コーディネーター会議や研修会を実施し、専門的な知識だけでなく、関わり方やつなぎ方の研修を実施した。	B		・巡回相談や研修を通じて、幼児期から学齢期へのスムーズな移行をすることで、障がいのある児童の支援だけでなく、よさを活かす視点に立ったサポートができるよう働きかける。 ・保育士・教職員の発達特性に関する理解促進・専門性の向上を図る。	
		④障がいのあるこどもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育所や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。			・放課後等デイサービス利用実績：106人1,678回 ・日中一時支援事業利用実績：43人 3,054回	・放課後等デイサービス利用実績：94人1,865回 ・日中一時支援事業利用実績：63人2,047回	B		・放課後等デイサービス利用実績：94人1,809回 ・日中一時支援事業利用実績：70人2,500回	
	6 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進	①住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。			・だれもが住みたくなる福祉滋養のまちづくり条例に基づく施設・設備の整備基準届け出による審査1件を実施する。	・だれもが住みたくなる福祉滋養のまちづくり条例に基づく施設・設備の整備基準届け出による審査3件を実施する。	A		・だれもが住みたくなる福祉滋養のまちづくり条例に基づく施設・設備の整備基準届け出による審査1件を実施する。	
		②障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。			・障がい者基幹相談支援センターにおいて、総合的、専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。	圏域におけるサービス調整会議を実施。側に相談体制の強化のため、月1回の一般相談事情所の事例共有や計画相談員が所属する部会を隔月開催を行い、相談体制の強化を行った。	A		圏域におけるサービス調整会議において、月1回の一般相談事情所の事例共有や計画相談員が所属する部会を隔月開催を行い、課題の共有や圏域で相談できる体制を構築する。	

A…目標を超える成果を得ることができた。

B…概ね目標を達成することができた。

C…目標を達成することができなかった。

A…目標を超える成果を得ることができた。 B…概ね目標を達成することができた。 C…目標を達成することができなかった。										
分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	関連計画等	取組内容・方向性	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価（A、B、C）	③評価に対する問題点・改善策（②がCの場合に記入してください）	④2026年度実施計画・目標	担当課
（6）外国人	1 交流やコミュニケーション機会の充実	①言語や年代にかかわらず同じ情報を共有できるツールとして、「やさしい日本語」の活用促進を図ります。また、場面や対象に応じ、多様な情報媒体によるわかりやすい情報発信に努めます。	湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan III ・湖南省就労支援計画	・「やさしい日本語」の普及と活用促進 ・ICTによるコミュニケーションの充実 ・広報誌・ホームページ・案内表示等生活情報の多言語化の推進 ・通訳および「やさしい日本語」による正確でわかりやすい情報提供の促進 ・学習レベル・年代等に応じた日本語教室の開催 ・適性な労働条件の確保、福利厚生の実施などの雇用管理改善などに係る措置を図る。	・職員のやさしい日本語の理解を深めるため、広報主任に対し説明を行う。	・広報紙のやさしい日本語版の内容を確認し、発行した。 ・職員（広報主任）を対象に、やさしい日本語の理解を深めるため、広報主任会議で人権擁護課による説明の機会を設けた。 ・やさしい日本語版の広報原稿作成を広報主任に依頼する際、作成ルールを添付し、さらに昨年度同月のやさしい日本語版広報原稿があれば参考資料として提供し、原稿作成が円滑に行えるよう支援した。	A		・やさしい日本語版広報紙の定期的な発行を継続し、広報内容の理解度向上を図る。 ・広報主任会議において人権擁護課によるやさしい日本語研修を実施し、職員の理解を深めるとともに、原稿作成に役立つ情報を提供することで、原稿の質の充実を図る。	秘書広報課
				・広報紙のやさしい日本語の作成・発行・掲載記事を増やす。 ・「やさしい日本語」の普及に努める。 ・翻訳版広報紙の作成・発行を継続する。 ・職員のやさしい日本語の理解を深めるため、広報主任に対し説明を行う。	・外国人市民の生活に関する記事を特に掲載するようにした。 ・翻訳版広報誌の作成・発行 ・メール配信の多言語発信についてチラシを作成し配布した。（秘書広報課） ・職員のやさしい日本語の理解を深めるため、広報主任に対し説明を行った。	B		・広報紙のやさしい日本語の作成・発行・掲載記事を増やす。 ・「やさしい日本語」の普及に努める。 ・翻訳版広報紙の作成・発行を継続する。 ・職員のやさしい日本語の理解を深めるため、広報主任に対し説明を行う。	人権擁護課	
		②地域で生活するなかで、言語や文化・習慣の違いによって「心の壁」が生じることのないよう、外国人市民が日本語や日本の文化を学ぶ機会を提供します。		・湖南省国際協会の協力のもと、日本語教室の開催する。 日本の文化をテーマとした行事を開催する。	・湖南省国際協会の協力のもと、学習者のニーズに応じた参加しやすい日本語教室を開催した。 ・湖南省国際協会主催で日本の文化をテーマにした行事を2回（7月・11月）に開催した。	B		・湖南省国際協会の協力のもと、日本語教室の開催する。 ・日本の文化をテーマとした行事を開催する。		
	2 生活支援の充実	①外国人労働者に対して不法な就労や不当な取り扱いがされないように、企業・事業所等に対する啓発や、外国人市民への労働関連情報の提供に努めます。		・企業において、多文化共生のテーマでの研修を行うよう、啓発やDVD等の貸し出しを行う。	・企業において、多文化共生のテーマでの研修を行うよう啓発を行い、DVD等の貸し出しを行った。（24本）	B		・企業において、多文化共生のテーマでの研修を行うよう、啓発やDVD等の貸し出しを行う。	商工観光労政課	
		②安心して生活に関わる相談ができるよう、ポルトガル語の通訳者配置、国際協会との連携、翻訳機の利用、ウェブ会議システムを活用した相談を継続して行います。		・市民サービスの提供が滞ることのないよう会計年度任用職員の外国人相談通訳の雇用を図る。	・一元的外国人相談窓口について、転入者や生活オリエンテーションにおいて窓口案内を実施した。 ・相談を必要とする外国人市民に窓口の情報が届くよう周知徹底した。 ・会計年度任用職員の外国人相談通訳を6名任用し、充実した市民サービスを提供した。	B		・一元的外国人相談窓口について、引き続き転入者や生活オリエンテーションで窓口案内を実施する。 ・相談を必要とする外国人市民に窓口の情報が届くよう周知を徹底する。 ・市民サービスの提供が滞ることのないよう会計年度任用職員の外国人相談通訳の任用を図る。	人事課	
		③日本語支援の必要なことにも対する適応指導や学習支援を行うとともに、母語や母国文化を学習する機会を提供することで、将来、多文化共生を推進できるリーダー的な人材を育成します。また、外国にルーツを持つことでもやその保護者に対する進学のための奨学金制度などさまざまな情報提供等、進路保障に努めます。		・企業との連携による外国人市民の労働者や技能実習生の適正雇用の推進および多文化共生への理解促進 ・外国にルーツを持つことでもやその保護者に対する進学のための情報提供 ・学校での受入体制の整備など、就学に向けた取組の推進 ・災害時や感染症流行時の迅速な情報発信の仕組みづくり	・一元的外国人相談窓口について、転入者や生活オリエンテーションで窓口を案内をする。 ・相談を必要とする外国人市民に窓口の情報が届くよう周知を徹底する。	・一元的外国人相談窓口について、転入者や生活オリエンテーションで窓口の案内を ・相談を必要とする外国人市民に窓口の情報が届くよう周知徹底した。	B		・一元的外国人相談窓口について、転入者や生活オリエンテーションで窓口を案内をする。 ・相談を必要とする外国人市民に窓口の情報が届くよう周知を徹底する。	
		④災害時に外国人市民が情報弱者とならない仕組みづくりに努めます。また、災害に対する知識と防災意識の高揚を図り、災害時に共助の担い手となる外国人市民の育成に取り組みます。	・入国した外国人市民に対して実施する生活オリエンテーションで、防災に関する基本的な情報を提供する。また、湖南省国際協会が開催する日本語教室や交流イベントなど、外国人市民が集まる機会に防災意識の啓発を行う。	・入国した外国人市民に対して実施する生活オリエンテーションで、防災に関する基本的な情報を提供した。また、湖南省国際協会が開催する日本語教室や交流イベントなど、外国人市民が集まる機会に防災意識の啓発や湖南省メール配信サービスの登録の声掛けを行った。	B		・入国した外国人市民に対して実施する生活オリエンテーションで、防災に関する基本的な情報を提供する。また、湖南省国際協会が開催する日本語教室や交流イベントなど、外国人市民が集まる機会に防災意識の啓発を行う。	人権擁護課		
		3 多文化共生の地域づくり	①外国人市民が地域社会の構成員として、語学力・知識・国際感覚など自己の能力を発揮しながら参加できるよう施策を推進します。	・あらゆる場において、外国にルーツを持つ市民が活躍できる場の創出に取り組む。	・市主催のうちなる国際化フォーラムにて、湖南省に住む外国人にインタビュー形式で自身の体験を活かす場を提供した。 ・湖南省国際協会主催の事業で、講師として、自身の語学力を活かすことのできる場を提供した。	B		・あらゆる場において、外国にルーツを持つ市民が活躍できる場の創出に取り組む。		
	②市民・企業・事業所・団体などを対象に、さまざまな機会を捉えて継続的に多文化共生の意識向上に向けて啓発を行います。		・外国語や外国文化を学ぶ機会の提供 ・学校、地域、国際協会などの連携による外国にルーツを持つことともへの日本語指導や学習支援、母語・母文化教育、居場所づくり ・適性な労働条件の確保、福利厚生の実施などの雇用管理改善などに係る措置を図る。	・多文化共生をテーマとした人権関連DVDの貸出しをする。 ・うちなる国際化フォーラムでは、多文化共生に向けて周知・啓発を行う。	・企業や団体に、多文化共生をテーマとした人権関連DVDの貸出しをした。 ・うちなる国際化フォーラムでは「多文化共生のまちづくり～ともに生きる社会への模索、心の壁や差別をどう超えるのか～」をテーマとして、公益財団法人 貧困市国際交流協会の岩城あすかさんを講師としてお招きしてご講演いただいた。	B		・多文化共生をテーマとした人権関連DVDの貸出しをする。 ・うちなる国際化フォーラムでは、多文化共生に向けて周知・啓発を行う。		
	③市内に滞在・在住する外国人との言語・食文化・芸能などさまざまな交流活動などを通じて、外国語教育や国際理解教育の充実を図ります。		・本年度も200社以上の企業・事業所に多文化共生の啓発活動を行う。	・市職員を動員し、企業・事業所200社あまりを訪問して、口頭での取り組みの聞き取りにてアンケート調査を行った。	B		・本年度も200社以上の企業・事業所に多文化共生の啓発活動を行う。	商工観光労政課		
			・国際理解のイベントや外国語教育を行う。	・湖南省国際協会が主催となり、インドや韓国をメインにした多文化交流の料理イベントを開催した。 ・韓国語、ポルトガル語、スペイン後、英語、中国語、ベトナム語の外国語を学べる、外国語クラブも実施 ・企業・事業所200余社を訪問し、口頭やチラシを配付して啓発した。	B		・国際理解のイベントや外国語教育を行う。			

A…目標を超える成果を得ることができた。
B…概ね目標を達成することができた。
C…目標を達成することができなかった。

A…目標を超える成果を得ることができた。 B…概ね目標を達成することができた。 C…目標を達成することができなかった。										
分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	関連計画等	取組内容・方向性	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価（A、B、C）	③評価に対する問題点・改善策（②がCの場合に記入してください）	④2026年度実施計画・目標	担当課
（7） 感染症、患者	1 正しい知識の普及啓発	①患者やその家族等への差別や偏見をなくすため、ハンセン病・エイズ・新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。	湖南省就労支援計画	啓発講座の開催、啓発パンフレットの活用などの啓発の実施	・人権啓発パンフレットを活用した啓発を実施する。	・人権啓発パンフレットを窓口に設置し、啓発を実施した。	B		・人権啓発パンフレットを活用した啓発を実施する。	人権擁護課
		②依存症や慢性疾患に対する正しい理解の普及啓発を進めます。			・人権啓発パンフレットを活用した啓発を実施する。	・人権啓発パンフレットを窓口に設置し、啓発を実施した。	B		・人権啓発パンフレットを活用した啓発を実施する。	
	2 就労・社会参加への支援	①治療での通院や服薬・体調管理などが必要な人々が、継続して就労できるよう、関係機関と連携しながら、就労機会の確保や環境整備、企業啓発に努めます。	関係機関の連携によるケース会議など就労支援体制の整備 就職困難者等の就労阻害要因の解消に向けた積極的な支援・協力と、体験実習の受け入れや業務・仕事の発注などを推進する。	・企業・事業所200余社を訪問し、口頭やチラシを配付して啓発する。 ・就労支援として、合同面接会を開催する。	・就労支援として、合同面接会を開催した。人権啓発物を発注し、仕事への協力・支援を行った。障がい者雇用に関する聞き取り調査を企業・事業所に行い、障がい者就労情報センターのチラシを配布を行った。	B		・企業・事業所200余社を訪問し、口頭やチラシを配付して啓発する。 ・就労支援として、合同面接会を開催する。	商工労政観光課	
		②アルコール依存症などについては、保健センターを中心とした相談体制を構築します。医療機関での治療回復プログラム・自助グループ等民間団体と連携しながら本人・家族支援を行います。		・人権啓発パンフレットを活用した啓発を実施する。	・人権啓発パンフレットを活用した啓発を実施した。	B		・人権啓発パンフレットを活用した啓発を実施する。		
（8） 性の多様性	1 人権教育の推進	①教職員・自治体職員など、教育を進める立場の者の性の多様性に対する正しい理解を進めるため、性に関する基本的な知識をはじめ国際的な動向や学校等での対応について研修を行い、資質を高めます。	湖南省就労支援計画	・LGBTQについての研修会の実施（職員研修・教職員研修） ・全校生徒・児童対象とした保健体育 ・人権学習での教材化 ・制服の見直し ・湖南省学校・園人権教育基底プランの改訂 ・LGBTQについて啓発書籍、ポスターの掲示	・引き続き、多様性への理解を深めるため、時代に則した人権研修を実施する。	・職員の人権意識の醸成を目的に、各課において年2回以上、性の多様性を始めとする様々な人権テーマについて理解を深める職場研修を実施し、延べ62回、1,009人の職員が受講した。 ・職階昇格者を対象に、ジェンダー平等をテーマにした人権研修を実施し、38名の職員が受講した。 ・びわこ南部地域人権啓発連続講座実行委員会が開催する人権研修に延べ11回、127人が受講した。	B		・多様性を尊重した人権意識の醸成を図るため、引き続き、職員を対象とした人権研修の実施および人権研修（外部）への参加を推進する。	人事課
		②児童生徒が、互いの性のあり方を尊重し、あるがままの存在を認める肯定的なメッセージを内面化させるため、学齢期の早い段階から性の多様性について考える機会を設けます。			・出会い・気づき・発見講座において、LGBTQに関するテーマの講座を開催する。	・第2回豊かなつながり創造講座（12/5）において、「多様な性について考える」と題し、講座を開催した。（人権擁護課）	B		湖南省人権講座で、LGBTQに関するテーマの講座を開催する。	人権擁護課
		③学校内で性の多様性について学習する重要性を共有するとともに、教育内容の検討・充実を図ります。			・より実態に即した学習になるように、検討を重ね、実施していく。（学校教育課）	・各校での個別的人権課題に関する学習を実施した。	B		・各校の実態に応じた本テーマに関する学習を促していく。	学校教育課
		④性別に違和感を持っている児童生徒が抱える問題に対する配慮、対応の充実を図ります。			・各校での個別的人権課題に関する学習を実施する。	・各校での個別的人権課題に関する学習を実施した。	B		・各校での個別的人権課題に関する学習を実施する。	学校教育課
					・本テーマに関する、教職員向けの講師を招いた研修会を実施する。	・個別ニーズに応じて各校において実施した。	B		・各校へ、本テーマに関する研修への参加を促進する。	学校教育課
		④性別に違和感を持っている児童生徒が抱える問題に対する配慮、対応の充実を図ります。			・継続して取り組みを進めていく。	・LGBTQに関するDVDの随時閲覧・貸出を実施した。	B		・継続して取組を進めていく。	
		2 啓発の推進			①学校の図書館や保健室・市内公共施設などにLGBTに関する書籍を置いたり、ポスターを掲示したりするなど、当事者はもとより市民の情報獲得の機会をつくります。	・広報やホームページ、SNSでの啓発 ・理解を促進するための講座の実施	・LGBTQに関するDVDの随時閲覧・貸出を実施する。	・LGBTQに関するDVDの随時閲覧・貸出を実施した。	B	
	②広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発をはじめ、講演会・研修会などの開催、啓発パンフレットの配布と活用など啓発活動に努めます。		・性の多様性に関する理解を促進するための講座を実施する。	・第2回豊かなつながり創造講座（12/5）において、「多様な性について考える」と題し、講座を開催した。	B			・性の多様性に関する理解を促進するための講座を実施する。		
	③個人の属性に関する情報である性的指向や性自認は、プライバシー権として保護されていることから、プライバシー保護措置、相談による不利益取り扱い禁止について周知・啓発します。									

A…目標を超える成果を得ることができた。
B…概ね目標を達成することができた。
C…目標を達成することができなかった。

A…目標を超える成果を得ることができた。 B…概ね目標を達成することができた。 C…目標を達成することができなかった。										
分野	取組の方向	取組の方向（詳細）	関連計画等	取組内容・方向性	2025年度目標	①2025年度各課取組実績	②2025年度各課取組評価 (A、B、C)	③評価に対する問題点・改善策 (②がCの場合に記入してください)	④2026年度実施計画・目標	担当課
	3 支援の充実	①広報・ホームページなどでの相談窓口情報の提供と周知を図ります。	湖南省男女共同参画アクション2017計画	・性の多様性に関する相談を受けていることを周知 ・広報やホームページ、SNSでの啓発	・LGBT支援を表明するレインボーフラッグをカウンターに設置する。	・LGBT支援を表明するレインボーフラッグをカウンターに設置した。	B		・LGBT支援を表明するレインボーフラッグをカウンターに設置する。	人権擁護課
		②関係機関・支援団体などと連携して相談体制の強化を図ります。			・必要に応じて、関係各課やと連携を図るほか、専門的な相談窓口の情報収集と周知を行う。	・必要に応じて、関係各課と連携を図るほか、専門的な相談窓口の情報収集と周知を行った。	B		・必要に応じて、関係各課やと連携を図るほか、専門的な相談窓口の情報収集と周知を行う。	
		③公共施設において、性別や障がいによらない「誰でもトイレ」の設置、各種書類における不要な性別記載の廃止に向けて検討します。			・公共施設のトイレの整備について呼びかけを行う。	・公共施設のトイレの整備について呼びかけを行う。	B		・公共施設のトイレの整備について呼びかけを行う。	
	4 連携・協働による取組の推進	①教育・就労・医療・公共サービスなど、さまざまな場面での困難を解消するため、関係課における相談体制の確立と情報交換、支援方策の検討を推進します。			・滋賀県パートナーシップ宣誓制度に係る湖南省での行政サービスの提供を検討し、周知を行う。	・相談機関の啓発 ・必要に応じて、関係各課と連携を図っている。	B		・滋賀県パートナーシップ宣誓制度に係る湖南省での行政サービスの提供を検討し、周知を行う。	
(9)インターネットと人権	1 啓発の推進	①被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上の危険性や安全な利用方法について、広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発を行います。		広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発、相談窓口のお知らせ掲載		・第3回出会い・気づき・発見講座で、インターネットをテーマとした講演を実施した。「インターネットと子どもの人権～仕組みを知ることで被害を防ぐ」講師：篠原嘉一さん ・人権まちづくり会議で、インターネットと人権をテーマにしたパンフレット「それってあなたのスマホ？」を作成し、配布した。	B		・湖南省人権講座で、インターネットをテーマとした講演を実施する。	人権擁護課
		②インターネット上での人権侵害等の被害にあった場合の相談や削除依頼などの対処方法について、各種情報媒体を活用した啓発を行います。								
		③広報・ホームページなどでの相談窓口情報の提供と周知を図ります。								
	2 連携・協働による取組の推進	①関係機関・支援団体などと連携して相談体制の強化を図るとともに、インターネット上の人権侵害の発見時や市民からの通報時には迅速な対応を行います。	啓発講座開催時、相談員の受講動向、他課相談窓口との連携、滋賀県人権センターとの連携、モニタリング事業							
②法務局・県内自治体・関係団体との情報交換や対応の要請を行います。										
(10)災害時の人権	1 防災計画の充実	①防災対策の検討過程等における女性や障がいのある人の参画の推進、避難所生活等における要配慮者の視点を踏まえた対応を位置つけた防災計画を策定します。	湖南省地域防災計画	地域防災計画の策定等に当たっては、女性や障がい者など多様な主体の意見を反映できるよう、防災会議委員の改選時には、女性の参画推進や各種団体の参画拡大に努める。また、避難所生活等における要配慮者の視点については、避難所開設・運営マニュアル等において女性、障がい者、外国人等への個別具体的な対応の反映に努める。	・委員改選（R7.4.1～R9.3.31）に際し、各種団体からの女性参画等を要請する。地域防災計画、各種防災マニュアル改定に際しては、国からの通知に加え、被災地の要配慮者対策、各種団体から要請のあった要配慮者対策等の反映に努める。	・委員改選（R7.4.1～R9.3.31）において、各種団体からの女性参画等を要請。地域防災計画、各種防災マニュアル改定に際しては、国からの通知に加え、被災地の要配慮者対策、各種団体から要請のあった要配慮者対策等を反映した。	B		・次期委員改選（R9.4.1～R11.3.31）に際し、各種団体からの女性参画等を要請する。地域防災計画、各種防災マニュアル改定に際しては、国からの通知に加え、被災地の要配慮者対策、各種団体から要請のあった要配慮者対策等の反映に努める。	危機管理・防災課
					・非常時に配慮が必要なことについて、関係機関と情報共有を行う。	・防災分野における女性参画についての研修を関係課に共有した。	B		・非常時に配慮が必要なことについて、関係機関と情報共有を行う。	人権擁護課
	2 被災者支援の充実	①被災者の権利と尊厳を損なわないスフィア基準を満たした避難所の運営に努めます。また、介護・通訳ボランティアの活用やプライバシー配慮した受け入れ態勢の整備に努めます。		福祉避難所の開設及び運営に関する協定の締結数（福祉政策） 多様な人権課題に配慮した被災者支援策については、地域防災計画、各種防災マニュアル等の改定時に随時反映。 要配慮者のニーズに応じた福祉避難所の確保については、個別避難計画策定過程において関係者、関係機関、社会福祉施設等と協議を行い、個別の受入態勢等を調整中。また、要配慮者の情報把握、情報提供については、共助の体制づくりと翌審のため庁内主管課と連携。	・他自治体や被災自治体における要配慮者対策について、地域防災計画、各種防災マニュアル改定時の反映に努める。	・他自治体や被災自治体における要配慮者対策について、地域防災計画、各種防災マニュアル改定時に反映した。	B		・他自治体や被災自治体における要配慮者対策について、地域防災計画、各種防災マニュアル改定時の反映に努める	危機管理・防災課
		②通常の避難所での共同生活が困難な要配慮者の受け入れ先として、バリアフリー化に配慮した福祉避難所の確保を行います。			・福祉避難所、個別避難計画主管課等と協議を実施する。	・福祉避難所、個別避難計画主管課等と協議を実施した。	B		人権主管課、福祉避難所、個別避難計画主管課等と協議を実施するとともに、防災出前講座において要配慮者対策等の啓発を行う。	
		③地域・近隣住民同士での援助が進められるよう、平常時から要配慮者（高齢者・障がいのある人・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人等）への理解と啓発、情報把握を行い、共助の体制づくりを推進します。			・人権主管課、個別避難計画主管課等と協議を実施するとともに、防災出前講座において要配慮者対策等の啓発を行う。	人権主管課、個別避難計画主管課等と協議を実施するとともに、防災出前講座において要配慮者対策等を啓発を実施した。	B			
(11)個人情報の保護	1 啓発の推進	①個人情報保護制度をもとに、情報の収集と人権侵害についての啓発を進めます。また、「事前登録型本人通知制度」など、個人情報を守るための制度等の周知に努めます。		広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発	・広報等で登録制度についての啓発。	・広報等で登録制度についての啓発を行った。	B		・広報等で登録制度についての啓発を行う。	市民課
	2 相談体制の充実				②個人情報の漏洩、流出に対する通報・相談窓口の充実と周知を強化します。	広報・ホームページでの相談窓口のお知らせ掲載	・広報で相談事業（窓口）について周知する。	・広報で相談事業（窓口）について周知した。	B	

A…目標を超える成果を得ることができた。
 B…概ね目標を達成することができた。
 C…目標を達成することができなかった。

令和7年度（2025年度）「出会い・気づき・発見講座」

内容	日時	講師	会場	参加者数
第1回 「子育てのアンラーニング」	7月11日（金） 19時～20時30分	杉之原 千里 さん （みいちゃんのお菓子工房オーナー）	みくも地域人権福祉市民交流センター	78人
第2回 「相手のやる気を引き出す言葉の力～ペップトークで心を元気に～」	7月25日（金） 19時～20時30分	安岡 寛 さん （淡海言の葉教育研所代表、日本ペップトーク普及協会認定講師）	市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）	52人
第3回 「インターネットと子どもの人権～仕組みを知ることによって被害を防ぐ」	8月26日（火） 19時～20時30分	篠原 嘉一 さん （NIT 情報技術推進ネットワーク株式会社 代表取締役）	柑子袋まちづくりセンター	24人

令和7年度（2025年度）「豊かなつながり創造講座」

内容	日時	講師	会場	参加者数
第1回 「みんなで考えよう！男女共同参画とジェンダー平等」	12月1日（月） 19時～20時30分	富川 拓 さん （聖泉大学 人間学部 准教授）	みくも地域人権福祉市民交流センター	23人
第2回 「多様な性について考える」	12月5日（金） 19時～20時30分	橋本 竜二 さん （NPO 法人にじいろ Biwako 代表）	柑子袋まちづくりセンター	20人
第3回 「ひとりぼっちのいないまちづくり」	1月15日（木） 19時～20時30分	岡本 工介 さん （一般社団法人 wakwak 業務執行理事兼事務局長）	みくも地域人権福祉市民交流センター	39人
第4回 「発達障害って何だろう？」	2月6日（金） 19時～20時30分	宇野 正信 さん （滋賀県発達障害者支援センター アドバイザー）	東庁舎3階大会議室	28人
第5回 「スポーツとジェンダー、セクシュアリティの視点から人権と身体の自律・自由を考える」	2月17日（火） 19時～20時30分	井谷 聡子 さん （関西大学文学部教授）	みくも地域人権福祉市民交流センター	25人

令和7年度（2025年度）「第21回湖南省人権教育研究大会」

内容	日時	講師	会場	参加者数
○実践発表 ○講演 ○人権ポスター・人権メッセージ等展示（市内小中学生、市企業・事業所人権啓発推進協議会）	3月8日（日） 13時30分～ 16時20分	○実践発表 学校（甲西中学校区） 夜間学級の取組 ○講演 「戦後80年 戦争の記憶を記録として伝える」 講師：矢野宏さん（新聞うずみ火 代表）	甲西文化ホール	214人

令和7年度（2025年度）「第22回湖南省青年集会」

内容	日時	講師	会場	参加者数
ジブリ映画で考える人権のお話	2月20日（金） 18時30分～20時10分	坂田 良久 さん（人権エデュ.COM）	東庁舎3階大会議室	33人

湖南省多文化共生推進プランWithKonanPlanⅢおよび湖南省男女共同参画アクション2017計画の改定スケジュール

湖南省多文化共生推進プラン				湖南省男女共同参画計画			
計画期間 (年度)	日程		会議等	計画期間 (年度)	日程		会議等
R4 から R8	R7	6月	市民意識調査（11月まで）	H29 から R9	R7	8月	湖南省人権擁護審議会（8/28）
		8月	湖南省人権擁護審議会（8/28）			2月	湖南省男女共同参画懇話会（2/6）
	R8	7月	湖南省多文化共生推進プラン策定委員会（7/28）		R8	8月	湖南省人権擁護審議会（8/24）
		8月	湖南省人権擁護審議会（8/24）			9月以降	・湖南省男女共同参画懇話会 ・市民意識調査
		9月	湖南省多文化共生推進プラン策定委員会				
		10月	湖南省多文化共生推進プラン策定委員会				
		11月	湖南省多文化共生社会推進本部				
			湖南省議会で報告				
		12月	パブリックコメント				
		2月	湖南省多文化共生推進プラン策定委員会				
		3月	湖南省議会で報告				
R9 から R13	R9		（次期計画開始） 湖南省人権擁護審議会	R10 から R19	R9		・湖南省男女共同参画懇話会 ・湖南省人権擁護審議会 ・湖南省人権対策推進本部 ・湖南省議会で報告 ・パブリックコメント
	R10				R10		（次期計画開始）